

令和5年度滋賀県研究員採用選考 第1次考査受験案内

(令和6年4月1日採用予定)

令和5年10月3日
滋 賀 県

研究員（環境科学、工学、理学、農学および関連分野）

滋賀県琵琶湖環境科学研究センターの研究員として、環境分野における基礎研究から成果の社会実装などの実践研究まで広い視点で次のような業務を推進できる人材を求めています。

- センターは、琵琶湖および滋賀県の環境政策を科学的知見から支える試験研究機関であり、研究員は行政部局と意見や情報交換を密に行い、行政ニーズを汲み上げた政策課題研究を企画・実施します。
- 湖沼や環境中の様々な物質の分布や流出源について、現地調査やGIS・流域モデル解析などを通して現状把握と将来予測、リスク評価、対策を検討する研究業務を担います。
- 調査研究による知見や専門情報の収集と提供を通じて、行政部局と連携して科学的根拠に基づく施策の立案に貢献します。

- 第1次考査
専攻分野、研究業績および人物についての書類選考を行います。
- 受付期間
(持参の場合) 令和5年10月3日(火)～11月21日(火)
(郵送の場合) 令和5年10月3日(火)～11月20日(月) (消印有効)
- 採用日について
令和6年4月1日を基本としつつ、合格者に令和5年度中の就労可能時期も併せて確認し、決定します。なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。

- 1 採用職種および採用予定人員 研究員（環境科学、工学、理学、農学および関連分野）
1名
- 2 応募資格
 - (1) 次のいずれにも該当する者が応募できます。
 - ア 博士の学位を有する者またはこれに準ずる能力を有する者
 - イ 環境分野における基礎研究から成果の社会実装などの実践研究まで広い視点で政策課題研究をプロジェクトメンバーと協力して推進できる者
 - ウ 昭和59年4月2日以降に生まれた者
 - (2) 次のいずれかに該当する者は、応募できません。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- 3 勤務の条件
 - (1) 採用の時期 令和6年4月1日を基本としつつ、合格者に令和5年度中の就労可能時期も併せて確認し、決定します。なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。
 - (2) 勤務先 滋賀県琵琶湖環境科学研究センター
 - (3) 給与等
 - ア 給料は、大学院博士課程の所定の全単位を取得した者にあつては、月額303,686円（地域手当を含む。）で、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。なお、この額は、令和5年4月1日現在のものです。
 - イ 昇給は、原則として、毎年1回行われます。
- 4 第1次考査
 - (1) 方法 専攻分野、研究業績および人物についての書類選考を行います。
 - (2) 結果発表 令和5年12月上旬に、応募者全員に文書で通知します。
- 5 応募手続および受付期間
 - (1) 提出書類
 - ア 履歴書 1通（所定の用紙）

交付場所 滋賀県琵琶湖環境科学研究センター 〒520-0022 大津市柳が崎5-34

※ 郵便で請求できます。郵便はがきの裏面に「令和5年度滋賀県琵琶湖環境科学研究センター研究員応募用履歴書請求」と記入の上、住所および氏名を明記して、滋賀県琵琶湖環境科学研究センター宛て請求してください。

※ 琵琶湖環境科学研究センターのホームページからもダウンロードできます。
 - イ 写真 1葉（最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）
 - ウ 調査、研究、論文等の業績目録（査読付きと査読なしを分けること。）、主要著書および主な論文等の別刷りまたは写しを3部（5編以内とします。ただし、著書については1冊とします。）
 - エ 小論文（「あなたの専門を土台にして、研究・事業等において滋賀県琵琶湖環境科学

研究センターにどのような寄与ができるか。」について、日本語で提出する場合は3,000字以内、英語で提出する場合は2,000ワード以内でまとめてください。)

オ 推薦状(可能な限り添付すること。)

(2) 提出先 滋賀県琵琶湖環境科学研究センター 〒520-0022 大津市柳が崎5-34

(3) 受付期間 令和5年10月3日(火)から令和5年11月21日(火)までの執務時間中に受け付けます。なお、郵送の場合は、令和5年11月20日(月)までの消印があるものに限り受け付けます(必ず簡易書留により送付してください。)

6 日本国籍を有しない者の任用

(1) 国籍は問いません。ただし、業務に支障のない程度の日本語能力を有する者に限りま

す。
(2) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(3) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 その他

(1) 第2次考査 第1次考査合格者については、次により第2次考査を受けていただきます。

ア 日時 令和5年12月中旬

イ 場所 滋賀県琵琶湖環境科学研究センター 大津市柳が崎5-34

ウ 方法

(ア) 口述試験

(イ) 適性検査 公務員として必要な適性についての検査を行います(第2次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、(2)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。)

エ 結果発表 令和5年12月中旬に、第2次考査を受けた方全員に文書で通知します。

(2) 第2次考査合格者については、令和6年1月上旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験(主として人物についての面接試験)等ですが、詳しくは、第2次考査結果通知でお知らせします。

(3) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和6年1月下旬に採用の通知をします。

(4) 問合せ先 滋賀県琵琶湖環境科学研究センター 管理部管理係 〒520-0022 大津市柳が崎5-34 電話 077-526-4800 FAX 077-526-4803